資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(ｲ)　管理技術者が、自動車専用道路における橋梁上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

2）照査技術者

(ｱ)　照査技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣又は旧建設大臣の認定を受けている必要がある。ただし、ＲＣＣＭ試験合格者はＲＣＣＭ登録者と同等とする。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(ｲ)　照査技術者が、自動車専用道路における橋梁上部工設計（基本設計又は詳細設計）の実績を有すること。

(6)　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

(7)　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

1）各構成員が試験工事及び建設工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

2）各構成員が試験工事及び建設工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

3）共同企業体（甲型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

4）標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率は均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

5）共同企業体（乙型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

6）標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書案を提出する場合、分担工事額にかかわらず代表者は構成員において決定された者であること。

(8)　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　優先交渉権者の選定に関する事項

(1)　優先交渉権者となるべき者の決定方法

1）競争参加資格があることが確認された者（以下「優先交渉権者となり得る者」という。）に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書（以下「設計見積仕様書」という）の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書（以下「技術提案書等」という）の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング（技術的対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

2）ヒアリング（技術的対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

3）１）に定める技術提案書等の提出及び２）に定める改善要求の対応を行わない場合は、優先交渉権者となり得る者とはしない。

(2)　技術提案の評価に関する基準

1）技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　マネジメント業務
・マネジメントの実施方針

②　施工計画
・設計の実施方針
・工事の実施方針
・主版撤去および新設架設の実施方針
・施工中における周辺環境への配慮
・安全管理に関する想定されるリスクへの対応
・品質管理に関する想定されるリスクへの対応
・工程管理に関する想定されるリスクへの対応

③　性能・強度等
・上部構造の概要
・上部構造の耐久性および維持管理のし易さに関する技術的留意点

④　工事コスト
・工事コストの低減

2）評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、入札説明書及び技術提案書作成要領による。

4　手続等

(1)　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　西日本高速道路株式会社　関西支社　総務企画部　経理課　課長代理　小林　克寿　電話06―6344―9242　ＦＡＸ06―6344―9913

(2)　説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成30年８月13日（月）から平成30年９月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「181001054」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、４(1)の場所において入手することができる。

(3)　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成30年８月14日（火）から平成30年９月12日（水）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４(1)に同じ。

③　提出方法　本件工事に係る技術提案書等の提出を希望する者は、説明書に基づき申請書等を作成し、持参、郵便（書留郵便に限る）、託送（※１）すること。

※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

(4)　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期限　平成30年10月１日（月）から平成30年11月12日（月）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４(1)に同じ。

③　提出方法　持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送すること。

5　その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

1）入札保証金　免除

2）契約保証金　納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。